

## 答申行政第73号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成30年2月5日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「社会福祉法人〇〇〇に対する監査に関するすべての文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書の件名又は内容について、多種多量であり、請求内容に該当する文書を具体的に確認する必要があるため、平成30年2月8日付け、保福第1059号及び平成30年2月22日付け、保福第1170号により、当該請求書の補正を求めていたが、提出期限までに補正書の提出がなく、公文書の特定ができなかったため、非開示とする本件処分を行い、平成30年3月26日付けで、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年4月20日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成30年7月11日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求の趣旨は、「全部」と電話で返答している。よって、本件は、隠蔽案件である。
- 2 審査請求の理由  
審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。  
「全部」と電話で返答している。よって、本件は、隠蔽案件である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人からの平成30年2月5日付け公文書開示請求書において、請求する公文書の件名又は内容について、公文書が多種多量であり、請求内容に該当する文書を具体的に確認する必要があるため、平成30年2月8日付け、保福第1059号及び平成30年2月22日付け、保福第1170号により、当該請求書の補正を求めていたが、提出期限までに補正書の提出がなく、公文書の特定ができなかったため、非開示決定をした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、「社会福祉法人〇〇〇に対する監査に関するすべての文書」（以下「本件対象公文書」という。）である。

### 2 本件対象公文書に係る条例第6条（開示の請求方法）の規定について

条例第6条第1項では、「前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、次の事項を記載した請求書（次項において「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（2）開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

と定めている。

また、条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

### 3 本件対象公文書の特定について

実施機関は、審査請求人が請求する公文書の件名又は内容について、公文書が多種多量であり、請求内容に該当する文書を具体的に確認する必要があるため、条例第6条第2項の規定により、期間を定めて補正を求めた。

しかしながら、審査請求人は、これらの補正依頼に応じなかったため、実施機関は、本件対象公文書の特定ができず、非開示決定を行ったと主張しているため、具体的に検討する。

審査会で見分したところ、本件対象公文書は、監査という特定の手続に係る公文書を包括的に含む趣旨のものである。

条例において、公文書を特定するに足りる事項を請求書の記載すべき必要事項として定めた趣旨は、実施機関において対象となる公文書を特定した上で、当該公文書に

ついて公開しないこととする部分の有無を調査し、判断することを可能とするためのものである。

本件開示請求は、監査という特定の手続に係る公文書を包括的に含む趣旨であることから、対象となる公文書の範囲が膨大に広がり、かつ、著しく大量となることが想定される。

こうした条件の下、実施機関において、その全ての公文書について個々に公開・非公開の有無を調査・判断し、併せて非公開事由のある部分の全てに黒塗り等の措置を講じるためには、常識の範囲を著しく超える時間と労力が必要となることから、他の業務を著しく停滞させる原因となることが考えられる。

また、実施機関は、審査請求人に二度にわたって補正の通知を行い、特に2回目の補正通知では、具体的な公文書名を掲げるなど補正の参考となる情報を提供した上で、本件対象公文書の特定を促したものの、審査請求人は、本件対象公文書の特定に応じていない。

よって、こうした事情の下にあっては、本件対象公文書を特定するに足りる事項の記載としては不十分であると解され、本件開示請求は、不適法であるといわざるを得ない。

#### 4 結論

以上により、実施機関が行った本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 7 月 1 1 日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 7 月 1 8 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成30年 9 月 1 9 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成30年10月26日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成30年11月28日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成30年12月 5 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学名誉教授	第一部会部会長 審査会第2回目まで審議
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長 審査会第3回目から審議
会長職務代理者 桑 島 幹 雄	弁護士	
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	第一部会委員 審査会第2回目まで審議
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	第一部会委員 審査会第2回目まで審議
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学 法学部教授	
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員 審査会第3回目から審議
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員 審査会第3回目から審議

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。